

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄をめざします。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a) 企業間の取組

- ・ 国民の生命や健康に関わる社会インフラ企業として持続可能な医薬品流通の構築・安定供給の実現に向け、計画配送・共同配送による企業間連携・サプライチェーン全体における配送効率化を推進していきます。
- ・ 災害やパンデミックなどの有事においても医薬品等の安定供給継続を社会的使命とし、製薬企業、行政・自治体や医療機関と連携し、サプライチェーン全体での事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を確立していきます。

d) グリーン化の取組

計画配送・共同配送の推進によるサプライチェーン全体における流通の効率化を進めることにより、温室効果ガスの削減に貢献していきます。

e) 健康経営に関する取組

健康経営優良法人認定取得企業として長時間労働解消等の働き方改革に率先して取り組み、蓄積したノウハウを取引先・顧客と相互に提供・共有し、サプライチェーン全体の長時間労働解消などを推進していきます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切かつ合理的なコスト増加分の転嫁をめざします。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ・ 「東邦ホールディングスグループ調達方針」に則り、調達活動において取引先との深い信頼関係に基づき、良きパートナーとして、ともに発展、共存共栄していけるように、常に対等かつ誠実なコミュニケーションに努めます。
- ・ サプライチェーン全体が強靱で健康な状態であり続けるために、不断の関係強化に取り組みます。
- ・ 災害やパンデミックなどの有事においても医薬品等の安定供給継続を社会的使命とし、サプライチェーン全体での事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を確立し、運用していきます。

2024年6月7日

代表者変更による更新

2024年6月27日

東邦ホールディングス株式会社 代表取締役 枝廣 弘巳
企業名 役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・ 本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます
- ・ 主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。